

琵琶湖のいのちを育む 魚のゆりかご水田



キーワード

地方創生、官民連携、
水辺の保全・活用、環境配慮型農業、
食、ブランド化

フィールド

近畿地方
(滋賀県) ・ **里**

実施体制

自治体（滋賀県）、農業者、
農業者を含む活動組織、J A



アクションの目的

かつてのように琵琶湖と水田を魚が行き来する環境を取り戻すこと。

アクションの背景

かつて琵琶湖周辺の水田は、湖から水路を伝ってきたフナやナマズの産卵・繁殖の場として機能していたが、琵琶湖周辺での湖岸堤防の整備や圃場整備の進行などによって魚が遡上できなくなり、外来魚の食害も相まって、地域の特産で漁師の貴重な収入源でもあるニゴロブナをはじめとする湖魚の漁獲が減少した。

アクションの内容

【「魚のゆりかご水田米」】

2006年より、魚類の水田への遡上を促す「魚のゆりかご水田プロジェクト」を開始し、翌年から「魚のゆりかご水田米」の認証制度を開始。具体的な取組として、①排水路に魚道を設置し、魚が水田に遡上できるようにすること ②中干しの際に、溝切りや複数回の水抜きを実施して、稚魚の排水路への流下を促すこと ③農薬や化学肥料を通常の5割以下に減らして栽培すること ④除草剤を使用する場合は、魚類等へ影響を及ぼさないものを用い、時期や回数にも配慮することの4点が挙げられる。

【認証制度によるブランド化】

認証制度は滋賀県が運用。「魚のゆりかご水田米」の名称やロゴマークを商標登録し、認証に当たっては県による現地確認を条件としている。

【地域内外の交流の創出】

水田オーナー制を導入するなど、子どもや消費者に田植えや生きもの観察会、稲刈り等の体験の機会を提供し、地域内外の交流も生み出している。

アクションのポイント

- ◎環境保全と地域経済の活性化という2つの課題を同時に解決している。
- ◎かつて見られた琵琶湖周辺の水田環境を説明することで、取組に対し多くの農家の共感・賛同を得ることができている。

アクションの効果と今後の展開

- 琵琶湖で漁獲されるニゴロブナの3～8%が、魚のゆりかご水田で産まれたと推定される。
- 認証制度によるブランド化に成功し、慣行栽培米より高い価格で販売。また、「魚のゆりかご水田米」を使った日本酒づくりに取り組むなど、活動の幅が広がってきている。
- 活動に取り組む組織を中心とした協議会を設立し、取組や「魚のゆりかご水田米」の一体的なPRに取り組んでいく。

滋賀県

農政水産部農村振興課

〒 520 - 8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

○ TEL / 077-528-3962 ○ FAX / 077-528-4888 ○ E-Mail / gh01@pref.shiga.lg.jp

○ web / <http://www.pref.shiga.lg.jp/g/noson/index.html>